

1. 龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の背景

日本全体の人口減少

日本の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークとして減少へと転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2020 年代前半には毎年 60 万人程度の人口減少が予想され、平成 72（2060）年には 8,674 万人程度まで減少すると推計されています。

そこで、わが国では、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある社会を維持していくことが喫緊の課題となっています。

地方創生に向けた動向

このため、国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「創生法」という。）を制定するとともに、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保すること、そして地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することを一体的に推進（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）するとして、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

龍ヶ崎市の人口減少

本市においては、日本の高度経済成長やニュータウン開発などにより人口は順調に増加し、平成 7 年（1995）年には人口増加率で全国第 2 位（国勢調査）を記録するなど、人口は順調に増加してきました。しかし、平成 22（2010）年をピークに減少傾向に転じています。今後、少子高齢化の進行も予測されることから、将来的に持続可能な地域経営の基盤を確立することが課題となっています。

龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

創生法では、地方公共団体に対し地方版総合戦略を策定することが要請されています。

本市では、この地方創生に向けた取り組みを好機と捉え、人口の動向などを分析し、人口問題に関する認識を共有して、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示すること（以下「人口ビジョン」という。）、及び創生法第 10 条第 1 項の規定により本市域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「総合戦略」という。）を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施することとしました。

この総合戦略は、平成 72（2060）年の目標人口等を掲げた人口ビジョンを踏まえて、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の基本目標や、取り組むべき施策などについてとりまとめました。